

# リョーユースポーツプラザ

## 施設利用約款

平成29年 11月改訂

### 第1条【施設利用】

リョーユースポーツ株式会社スポーツプラザ（以下本プラザという）が経営管理するRYOYU SPORTS PLAZA諸施設（以下RSP諸施設という）を利用しようとする方は、本約款に基づいて所定の手続きを取り、第3条に定める区分により会員になるものとします。

### 第2条【会員資格の取得】

1. 会員になろうとする方は、所定の申込書により本プラザに申し込み、本プラザの承認を得るものとします。なお会員は次の各項に該当する方とします。

- ① 日本在住の方。②心身ともに健康な方。③会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。④刺青(タトゥーを含む)を入れていない方。
2. 入会を承認された方は、第3条の区分に従って、第5条ないし第6条に定める入会金、入会保証金および最初の会費の払い込みを完了した時、本プラザとの間に本約款に基づく施設利用契約が成立し、第3条の会員区分に従って、RSP諸施設を利用することができます。

### 第3条【会員の区分】

1. 会員の区分と有効期間は、次のとおりです。
  - ①ゴールド会員 退会時まで
  - ②家族会員(A・B) 登録したゴールド会員の退会時まで
  - ③マスター会員 退会時まで
  - ④法人会員 法人の存続中・退会時まで
  - ⑤レギュラー会員 退会時まで
  - ⑥家族会員(C) 登録したレギュラー会員の退会時まで
  - ⑦学生会員 学校在学期間・退会時まで
  - ⑧土日祝祭日会員 退会時まで
  - ⑨ゴールドテニス会員 退会時まで
  - ⑩プレミアムテニス会員 退会時まで
  - ⑪期間限定会員 期間満了まで
  - ⑫特別募集会員 退会時まで
2. 家族会員Aは、ゴールド会員の配偶者ならびに一親等の子息女とします。ただし、子息女については満26歳未満とし、満26歳になられますと家族会員Aの資格を失います。
3. 家族会員Bは、家族会員A以外の、ゴールド会員と同居の親族に限ります。
4. 家族会員Cは、レギュラー会員の配偶者ならびに一親等の子息女とします。ただし、子息女については満26歳未満とし、満26歳になられますと家族会員Cの資格を失います。
5. 法人会員は、その法人の役員、従業員およびその家族のみが、RSP諸施設を利用できるものとします。

### 第4条【未成年者の取扱い】

未成年者が会員になろうとする時は、本人とその親権者が連署した上、申込みものとします。この場合、親権者は本約款に基づく義務責任を本人と連帯して負うものとします。

### 第5条【入会金・登録料】

1. 会員は、入会時または会員種別変更時に本プラザの定める入会金および登録料を払い込むものとする。
2. 入会金および登録料は、いかなる場合もこれを返還しないものとします。

### 第6条【入会保証金】

1. ゴールド会員および法人会員は、入会時に本プラザの定める入会保証金を払い込むものとします。
2. 入会保証金は、払込日より10年間据え置いた後、本約款による施設利用契約が終了した時、入会保証金お預り証と引換に返還するものとします。
3. 会員が10年間の据え置き期間中に退会の場合は、本約款第17条3項の場合を除き、入会保証金の返還は規定の10年間経過後とします。
4. 第7条により当該会員が会員権を譲渡した場合、譲受人が譲渡人と同額の入会保証金の払い込みを完了した時に、譲渡人に入会保証金を返還するものとします。この場合、新会員の入会保証金の据置期間は第6条2項及び3項に準ずるものとします。
5. 会員は、入会保証金を譲渡し、または担保に供することはできません。
6. 本プラザは、入会保証金の返還の時、当該会員またはその家族会員が本プラザに対して会費・諸料金等で未納金がある場合は、入会保証金をもって清算し、残金を返金するものとします。
7. 入会保証金に利息はつけないものとします。

### 第7条【会員権の譲渡】

1. ゴールド会員および法人会員は、その会員権を本プラザの承諾を得て、譲渡することができるものとします。ただし会費等の未納金がある場合は除きます。
2. 会員権の譲渡については、譲渡人が本プラザ所定の様式により申し出て、本プラザの承諾を得た上で、譲受人が本約款に基づく契約を行い本プラザの定める名義書換料および入会保証金を本プラザに払い込まれた時に、その効力を発します。ただし、家族へ譲渡する場合はこの限りではありません。

### 第8条【会費】

1. いったん払い込まれた会費は、いかなる場合もこれを返還しないものとします。
2. 会員は、施設の利用の有無に関係なく、毎月払いとし、翌月分を前月に支払うものとします。

### 第9条【入場料等】

1. 会員は、RSP諸施設を利用する時は、本プラザが定める入場料その他の諸料金を支払うものとします。

### 第10条【会員証】

1. 本プラザは会員に会員証を発行します。
2. 会員証は会員本人のみが使用でき、他人に貸与したり譲渡することはできません。
3. 会員は、RSP諸施設を利用する時は、会員証を提出するものとします。

### 第11条【会員のRSP諸施設利用範囲】

会員は、RSP諸施設の営業時間中、本約款およびRSP諸施設内諸規定に従い、RSP諸施設を利用することができます。ただし、本プラザがスクール、地域利用、特別行事等で使用する場合、RSP諸施設の一部につき会員の利用を制限することがあります。

## 第 12 条【休会】

1. 会員が、転勤、転居、長期出張、あるいは長期療養等の理由で R S P 諸施設の利用ができない場合は、所定の休会手続きを経て本プラザの承諾を得て、1 年以内に限り休会できるものとします。ただし本プラザが定めた休会料を支払うものとします。
2. 会員は、休会しようとする時は、会費、諸料金等に滞納がある場合、これを支払うものとします。
3. 休会の受付は、本人自筆での休会届の提出により有効となり、休会をしようとする月の前月の 15 日までとします。
4. 学生会員、土日祝祭日会員、法人会員の休会はできません。

## 第 13 条【退会】

1. 会員が退会する場合は、本プラザ所定の書類と会員証を提出し本プラザの承諾を得るものとします。
2. 退会の受付は、本人自筆での退会届の提出により有効となり、退会をしようとする月の前月の 15 日までとします。

## 第 14 条【ビジターの取扱い】

1. 本プラザは、会員が同伴した会員以外の方（ビジターという）に R S P 諸施設を利用させ得るものとします。
2. ビジターの利用料金は別に本プラザで定めるものとします
3. ビジターの R S P 諸施設利用については、本約款の定めを準用するものとします。
4. 会員は、同伴したビジターの R S P 諸施設内での行為については、連帯して責任を負うものとします。

## 第 15 条【損害賠償免除及び人身事故に対する措置】

1. 会員が R S P 諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、本プラザは本プラザに故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。ビジターについても同様とします。また利用中に人身事故が発生した場合、本プラザは応急の処置のみを行い、その後の治療、その他一切の責を負わないものとします。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、本プラザは本プラザに故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

## 第 16 条【会員の損害賠償責任】

1. 会員が本諸施設の利用中、会員の責に帰する理由により本プラザまたは第三者に損害を与えた時は、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。ビジターについても同様とし、会員が連帯して責を負うものとします。

## 第 17 条【会員資格の喪失】

会員は、次の場合に会員の資格を失い、以後 R S P 諸施設を利用できないものとします。

1. 第 3 条に定める有効期間が終了した時。
2. 第 13 条により、本プラザが受理した時。
3. 法人会員にあっては解散したとき、その他の会員にあっては会員本人が死亡した時。
4. 第 18 条により本プラザが契約解除権を行使した時。
5. ゴールド会員が前各項により会員資格を喪失した時、その家族会員も同時に喪失する。

## 第 18 条【会員除名】

次の各号に該当する場合、本プラザはその会員をメンバーから除名することができる。

1. 第 2 条の入会資格を喪失した時。
2. 本プラザの会則及び諸規則に違反した時。
3. 他の方や施設スタッフを中傷し、本プラザに被害の届出があった時。
4. 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束するなどの暴力行為があった時。
5. 大声、奇声を発したり他の方や施設スタッフに迷惑行為があった場合。
6. R S P の施設、器具、備品の損壊や備品を持ち出した時。
7. 他の方や施設のスタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかけるなどの行為があり、本プラザに届出があった時。
8. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設のスタッフを拘束するなどの迷惑行為があり、業務に支障をきたした時
9. 痴漢、のぞき、露出等、法令や公序良俗に反する行為があった時。
10. 刃物や危険物を施設内に持ち込んだ時。
11. 物品の販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動等を行い、施設スタッフの中止勧告に従わない時。
12. 本プラザまたは R S P 諸施設のイメージを著しく低下させ、R S P 諸施設内の秩序を乱した時。
13. 会費または諸料金、費用等の支払いを 3 ヶ月以上滞納した時。

(利用の禁止)

次の各号に該当する時は施設利用を禁止します。

1. 集団感染する恐れのある疾病を有する場合。
2. その他、正常な施設利用が出来ないと本プラザが判断した時。

(利用の一部制限)

次の各号に該当する時は施設利用を一部制限します。

1. 飲酒等により、正常な施設利用が出来ないと本プラザが判断した時。
2. 医師から運動、入浴等を禁じられている時。
3. その他、正常な施設利用が出来ないと本プラザが判断した時。

## 第 19 条【未収金の請求】

本プラザは、本約款による R S P 諸施設利用契約が終了した後においても、会員の未払金について請求することができるものとします。

## 第 20 条【施設の閉鎖】

本プラザは、所定の休日のほかに、次の場合 R S P 諸施設の全部または一部を閉鎖できるものとします。

1. 気象、災害その他により、営業が不可能と認められる場合。
2. R S P 諸施設の改造または補修、点検のためやむを得ないと認められる場合。
3. 経営上重大な理由がある場合。

## 第 21 条【入会金、会費、利用料金等の変更】

本プラザは、本約款に基づいて会員が負担すべき入会金、入会保証金、会費、施設利用料金等を、社会情勢及び消費税の変動に応じて変更できるものとします。

## 第 22 条【諸規則の遵守】

会員は、R S P 諸施設の利用について、本約款および本プラザが定める諸規定等に従うものとします。

## 第 23 条【附則】

本約款の改正ならびに本約款に定めのない事項については、本プラザの決定によるものとします。